

していませんか？こんな違反！

自転車は車の仲間なので、自動車を運転するときと同じように、法律で禁止事項や義務が定められています。ほかの人に怪我をさせてしまった場合、責任を負うことになってしまいます。ルールはしっかり守りましょう！

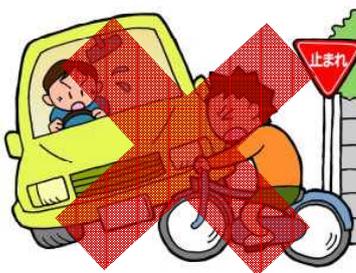


児童・幼児のヘルメット着用 (道路交通法第63条の10)

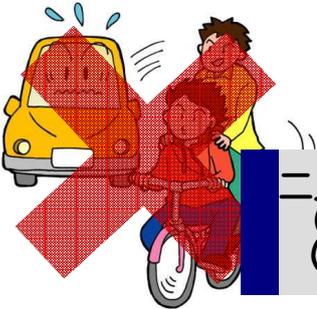
児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



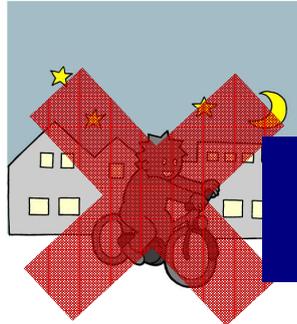
軽車両の並進の禁止 (道路交通法第19条) (2万円以下の罰金)



指定場所における一時停止 (道路交通法第43条) (第119条第一項: 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金、 第二項: 10万円以下の罰金)



二人乗り等の禁止 (道路交通法第55条) (5万円以下の罰金)



夜間のライト点灯義務 (道路交通法第52条) (5万円以下の罰金)



秋田県道路交通法施行細則第11条第4号

- ★ 携帯電話を通話・操作、注視しながらの運転
 - ★ 傘さし運転
 - ★ 安定を失うおそれのある運転
 - ★ ヘッドホンやイヤホンなどを使用して周囲の音が充分聞こえないような状態での運転
- の禁止



信号無視自転車と横断歩道歩行中女性の衝突事故(女性死亡)

2007年4月東京地裁 過失相殺認めず

- 歩道上の事故は原則歩行者に過失はない
- 事故の責任は自転車に負わせるべき
- 運転者が児童・高齢者でも変わらない
- 賠償命令 5,438万円